

令和8年10月16日

一般社団法人兵庫労働基準連合会
会長 森田大三 殿

厚生労働省兵庫労働局
国土交通省近畿地方整備局
国土交通省神戸運輸監理部

建設業及びトラック運転者の働き方改革等の実現に 向けた発注者・荷主における取組に関する要請書

平素より、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業及び自動車運転の業務については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という）が適用され、また、物流の持続的成長や建設業の担い手確保に向けた関係法令も順次施行されているところです。

しかしながら、建設業及びトラック運転者の労働時間は依然として高水準にあります。これらの分野においては、建設工事の発注者や物流における荷主の取引条件、発注内容等が労働時間に大きく影響することから、事業者の取組のみでは長時間労働の削減に限界があります。このため、発注者や荷主となり得る企業の皆様による適切な取組が不可欠となります。

つきましては、別添リーフレットをご活用いただき、働き方改革の推進や処遇改善に向け、次の事項について、貴団体の会員企業に対する周知啓発及び取組の促進を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 建設工事の発注者となる場合

- (1) 週休2日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期が設定されるようご協力をお願いします。
- (2) 自然災害やその他やむを得ない事情により工程の遅れが生じた場合は、受発注者間で十分に協議し、必要に応じて工期延長等の契約変更を行うようお願いいたします。
- (3) 適正な請負代金となるよう「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保やその行き渡りに加え、市場での取引価格を反映させた原材料費、エネルギーコスト等の設定にご協力をお願いします。
- (4) 「工期に関する基準」について、ご理解と適切な運用をお願いします。

2 トラック運送における発着荷主となる場合

- (1) 運転者に長時間の荷待ちをさせないよう、予約受付システムの導入、適切な入出荷時刻の設定等の取組をお願いします。
- (2) 契約にない附帯業務の依頼は行わないようお願いいたします。
- (3) 荷役等時間の短縮につながる作業効率化の取組にご協力をお願いします。
- (4) 「標準的運賃」の趣旨にご理解、ご協力をお願いします。

代表要請者 兵庫労働局長

金 成 真 一